



ねこだすけ
ねこだすけ
ねこだすけ

号外

vol.38

Neko-Dasuke <http://www.nekodasuke.net>
[facebook.com/nekodasuke](https://www.facebook.com/nekodasuke)

NPO ねこだすけ 〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203 Tel.&Fax.03-3350-6440

ねこだすけニュース46号、2頁「地域猫活動は人の心を大切に活動」と関連しています。

人と動物の共生する社会

寄稿 練馬区保健所生活衛生課管理係 石森信雄氏

平成25年9月、改正後の「動物の愛護及び管理に関する法律」が施行された。環境省のホームページを閲覧してみると、『動物の愛護及び管理に関する法律が改正されました《一般飼主編》』というパンフレットが掲載されている。表紙を開くといきなり「人と動物の共生する社会を目指して」という大きなタイトルが目飛び込んでくる。

この法律では、基本原則として『すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うよう定めています。』（環境省ホームページ）とのこと。「人と動物の共生する社会」が法律の目指すところなのである。

法律が目指す「人と動物の共生する社会」とは具体的にはどのような社会なのだろうか。「所詮は畜生なので、何をやっても構わない」という乱暴な社会でないことは間違いないと思うが、「動物の命は至上の価値。動物を嫌がる人なんて認めません!」という動物愛護至上主義の社会でもないだろう。

仕事をしていてつくづく思うのだが、動物ほどに、人ごとの価値観の違いが浮き彫りになる対象はない。それはなぜなのか。それは、動物の「命」に対する価値観の違いだからである。ある人は、動物の命を人の命と全く同等と考え、動物のために涙し、動物のために日々走り回っている。ある人は、動物は好きだけれども、自分の人生を捧げる程の価値観は抱いていない。ある人は、できるだけ殺処分などはしない方がいいとは思っているが、人間の生活のために動物が犠牲になるのはある程度は止むを得ないと思っている。あ

る人は、人間の生活のためには動物は犠牲になって当然だと思っている。

これらの様々な価値観について、いずれかが正解であるとは言えない。余程逸脱した価値観でない限り、どのような考え方であれ、それなりに確かな理由がある。

それ故、誰かが「私の考え方こそが正義だ」と言うならば、それは非常に傲慢なことに思える。自らを正義とし、他人の価値観を否定する権利は誰にもない。

人の命は至上のものである、ということは近代社会の絶対的な共通認識であり、それを否定するということは社会から排除されるということである。しかし、動物の命は至上のものである、ということは社会の絶対的な共通認識ではない。我々は、動物をめぐる多様な価値観がカオスのように混在する社会に生きているのである。

そのような社会において、「人と動物の共生する社会」などというものが本当に創れるのだろうか。

「人と動物の共生する社会」というときの「社会」とは、もちろん人間社会のことである。野生動物しかいないジャングルのことを社会と呼ぶ人はいないだろう。どのような規模であれ（会社、町、隣近所など）、複数の人間が関係性を持って生きている状態、つまり人間同士が関わりあって生きているということが「社会」である。とすると、「人と動物の共生する社会」というときの「動物」は、「人間同士が関わりあって生きている場（コミュニティ）」において、その一部として存在している動物」ということになる。

「動物」というと、哺乳類に限ったとしても、サバンナのライオン、都市の犬や猫、食肉になることが運命付けられている牛や豚、駆除対象のネズミ

など、様々な動物がいる。哺乳類以外でも、飼われているものや野生のもの、様々な動物がいる。これらの動物のうち、人間社会つまりコミュニティの一部として存在している動物が、「人と動物の共生する社会」の対象となる動物だと考えることができる。

ここで視点を少々変えて、「動物の幸せ」について考えてみたい。

野生の鹿の幸せとはなんであろうか。鹿自身には「幸せ」という概念がないだろうが、自然界に生きる動物は、地球という大きな摂理の中で生き、そして死ぬことが、あるべき姿であろう。強い個体が残り、弱い個体は死ぬ。他の動物や植物との連鎖の中で、そうやって生きている。この連鎖のバランスが崩れると、地球がダメージを受ける。だから、野生の鹿にエサを与えてはいけない。病気や怪我で短命な個体もいて当然である。自然は美しく、また残酷でもある。すべての野生の鹿が天寿を全うするようなことになったら、山の草木は食い荒らされるだろう。長寿を善とするのは人間の価値観である。

つぎに、飼い犬や飼い猫の幸せとはなんであろうか。

犬や猫は自然の摂理の中で生きている野生動物ではない。太古から人間と関わりを持ち、人間社会の一部として存在してきた動物であり、まさに「人と動物の共生する社会」の対象である。

人間社会では、我々一人ひとりはその一員として、他者と共存できるよう、社会秩序を乱すような逸脱行動をしてはならないが、人間社会の一部として存在している動物も同じことである。犬や猫も地域社会の人との関わりの中で生きているので、飼い主以外の他者とも共存していかなければならない。ただし、犬や猫は動物であり、自覚的に適切な行動を取ることはないのだから、まずは飼い主が適切に管理をし、その動物を地域社会と調和の取れた社会の一員として飼育しなければならない。そのように、飼い主の適正飼育によって、社会の一員として愛されている状態こ

表面より続く

そ「人と動物の共生する社会」であり、犬や猫の幸せといえる。

最後に、飼い主のいない猫の幸せとはなんであろうか。

飼い主のいない猫もまた、地域社会の中で生きている。先ほど、「社会」とは人間の関わりであると書いたが、飼い主のいない猫は地域の住民と密接に関わりながら生きているので、十分に「地域コミュニティの動物」とみなすことができる。その点が、地域の間人間関係とは一切関わりのないネズミなどは決定的に違うところである。飼い主のいない猫は、猫特有の魅力によって、人からエサをもらって生きている。どのような地域でも例外なく、飼い主のいない猫を心配する地域住民が少なからずいる。一方、増えすぎた猫による被害で困っている人も多くいる。人間同士でトラブルに発展していることも多くあり、飼い主のいない猫は極めて社会的な存在であるといえる。

適正管理によって、地域コミュニティの一員として調和の取れた存在になっていてこそ、飼い主のいない猫は地域で受け入れられる。たとえ去勢不妊手術が終わっていても、地域住民から迷惑がられているならば意味がない。

「地域」猫の「地域」とは、当然だが「地域コミュニティ」の意味である。単なる「エリア」ではない。地域猫活動の目指すところは、地域コミュニティ(=地域の人間関係)の中で猫が適正管理され、その存在が受け入れられている状態である。皆が猫を可愛がる地域社会を創るのが目的ではない。猫が苦手な人も、猫が大好きな人も、特に関心のない人も、様々な価値観を持っている人がともに気持ちよく暮らせる地域づくり、これが地域猫活動の目的である。

多様な価値観が存在する地域社会において、地域猫活動は「ノラ猫被害を減少させて、暮らしやすい街づくりをしましょう」という誰もが納得できる基本コンセプトを武器に、地域住民と積極的にコミュニケーションを取りながら対策を進めていく。

地域猫活動の目指すところは、実は、単なる被害対策に終わらない。地域住民と協働した対策を進めていることが、地域コミュニティ内でしっかり周知されると、迷惑被害を受けている人たちが安心する。住民の安心は、猫たちが受け入れられるための素地となる。さ

らに、対策が進むにつれて実際に効果が現れてくるので、より安心が生まれ、対策への信頼が生じる。こうして、飼い主のいない猫をむやみに排除しない地域コミュニティができる。これこそ、いや、唯一これのみが「地域猫活動」と呼ぶことが許される活動である。地域猫活動は、法律の基本原則「人と動物の共生する社会」を、地域コミュニティという小さな社会の中で現実化していくのである。

このように、地域猫活動は、法律の趣旨を実現する極めて公共的、公益的な活動である。

そういう意味で、行政の役割は大きい。

地域猫活動は、前述のように地域コミュニティを軸に進める活動なので、必然的に、多様な価値観を持つ地域住民に積極的に関わっていかねばならない。そこで、地域住民へのアプローチ(周知とコミュニケーション)が活動の中心となる。しかし、地域猫活動の手法は動物愛護家の世界では知られているが、まだ一般には知られておらず、具体的に活動をしようとする「猫愛護家の個人的、趣味的な活動」とみなされてしまう。しかし、行政が、地域猫活動を推進するという明確な方針を示していれば、活動者は自らの活動に公共性という裏付けを得ることができる。例えば、行政が「地域猫活動を推奨しています」という趣旨のチラシを作成すれば、活動者はその行政のチラシを持参して地域住民とコミュニケーションを取ることができ、自分の活動が行政の方針に従っている(=公共的、公益的)と示すことができる。すなわち、行政の最大の役割は、適切な活動に対する公共性の担保である。

行政による公共性の担保はもちろん、「地域コミュニティと適切に関わっている活動」であることが前提で、猫のことだけを考えている活動の場合は、行政は共同歩調を取ることができない。行政が関わる以上、猫に関心のない人も含めたすべての住民に対する説明責任があるのである。

さて、練馬区では平成26年7月15日現在、40組の皆さんが、練馬区登録ボランティアとして、人と猫が共生する地域づくりのために活動して下さっている。このうち大半が、自身が居住する地域において地域密着で小規模に活動している、普通の地域住民である。

区登録ボランティアが活動している

地域の特徴としては、区に寄せられる苦情が非常に少ない(ボランティアの身分を確認する電話や、感謝の電話はある)ことが挙げられる。その理由は、猫被害者を含む地域の人たちに対して丁寧にコミュニケーションを取り、「住みよい地域づくりのための活動」であることを理解してもらっているからであろう。ボランティアの方々の熱意には頭が下がる思いである。

結果は、表のとおり数字にも表れている。地域猫活動が単なる理想論ではなく、非常に実効的であることがお分かりになると思う。

年度	苦情数	前年比
21年度	384	---
22年度	369	-15
23年度	370	1
24年度	332	-38
25年度	238	-94
21年度と25年度の比較		-146

練馬区保健所に寄せられた猫に関する苦情数(練馬区全域)

平成21年6月に施策開始
年によって差はあるが、
全体として減少傾向である。

地域猫活動が真に成功した地域を見ると、「人と猫が共生する地域コミュニティ」を越えて、「人と人とが共生する地域コミュニティ」となっている。多様な価値観を互いに認め合っている地域コミュニティである。「社会」とは人と人との関係性のことなので、猫と地域社会との関係は直接的ではなく、活動者が猫と地域社会との仲介者となる。活動者がきちんと地域コミュニティに受け入れられ、地域住民と協働で対策を行い、活動に効果が現れてくると、地域住民の間で、かつては禁句だった猫の話題が、まるで天候の話のように自然に口に出るようになる。「地域」猫は「地域の人と人をつなぐ」猫になるのである。

しっかりと対策が行われ、エサやりをしている人は近隣にきちんと配慮し、怒っていた人もイライラすることがなくなった町。価値観の違う様々な人たちをつなぎ、地域コミュニティに自然に溶け込んでいる猫。これこそが、「飼い主のいない猫の幸せ」なのではないだろうか。

私は、法律が目指す「人と動物が共生する社会」の究極の姿を、地域猫活動に見出している。